

## 特定随意契約結果表

公表事項	内容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市小学校用務業務
仕様内容	学校用務業務 ・校内の環境整備及び緑化推進に関すること。 ・玄関・昇降口の開閉業務 ・校舎内外の清掃及び除草、植木の管理(3m以上の高木を除く。) ・破損箇所発見時の簡単な修繕 ・電気及び冷暖房器具の管理 ・文書の集配及び教育委員会との連絡 ・学校行事の準備 ・上記業務に類すること。
履行期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
契約締結日	令和6年2月29日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-213-1
契約金額	31,048,359円
契約相手方の決定理由	本業務は、学校における教育環境整備等を主な業務としており、広い知識と経験を有する高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所管課名	教育委員会事務局 管理部 教育総務課

## 特定随意契約結果表

公表事項	内容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市中学校用務業務
仕様内容	学校用務業務 ・校内の環境整備及び緑化推進に関すること。 ・玄関・昇降口の開閉業務 ・校舎内外の清掃及び除草、植木の管理(3m以上の高木を除く。) ・破損箇所発見時の簡単な修繕 ・電気及び冷暖房器具の管理 ・文書の集配及び教育委員会との連絡 ・学校行事の準備 ・上記業務に類すること。
履行期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
契約締結日	令和6年2月29日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-213-1
契約金額	23,883,352円
契約相手方の決定理由	本業務は、学校における教育環境整備等を主な業務としており、広い知識と経験を有する高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所管課名	教育委員会事務局 管理部 教育総務課

## 特定随意契約結果表

公表事項	内容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市高等学校用務業務
仕様内容	学校用務業務 ・校内の環境整備及び緑化推進に関すること。 ・玄関・昇降口の開閉業務 ・校舎内外の清掃及び除草、植木の管理(3m以上の高木を除く。) ・破損箇所発見時の簡単な修繕 ・電気及び冷暖房器具の管理 ・文書の集配及び教育委員会との連絡 ・学校行事の準備 ・上記業務に類すること。
履行期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
契約締結日	令和6年2月29日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-213-1
契約金額	7,165,006円
契約相手方の決定理由	本業務は、学校における教育環境整備等を主な業務としており、広い知識と経験を有する高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所管課名	教育委員会事務局 管理部 教育総務課

## 特定随意契約結果表

公表事項	内容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立指扇公民館外3館時間外管理業務
仕様内容	<p>さいたま市立指扇公民館外3館について、管理を円滑に行うため次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 事務所窓口及び来館者の対応並びに電話対応</li><li>(2) さいたま市公共施設予約システムにおける管理端末の操作及び施設予約端末の操作補助</li><li>(3) 物品の管理</li><li>(4) 日誌による連絡事項の伝達</li><li>(5) 空調設備の電源管理</li><li>(6) ガス器具の確認</li><li>(7) 照明の電源管理及び戸締り</li><li>(8) 機械警備のセット及び解除</li><li>(9) 拾得物、遺失物の管理、記録</li><li>(10) 館内の安全確保</li><li>(11) 危機事案発生時の対応</li><li>(12) その他、社会通念上、当該業務に含まれると考えられる業務</li></ol>
履行期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
契約締結日	令和6年2月28日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-213-1
契約金額	8,883,409円
契約相手方の決定理由	本業務は、公民館における軽易な業務であるため、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所管課名	教育委員会 生涯学習総合センター 指扇公民館